

KS パートナーシップ・プログラム連絡協議会設置要綱

1 目的及び設置

平成 20 年 10 月 3 日に締結した「専修大学と川崎市との連携・協力に関する基本協定書」に基づき、専修大学と川崎市が連携・協力して実施する事業（以下「KS パートナーシップ・プログラム」という。）を推進することを目的として、KS パートナーシップ・プログラム連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 組織

- (1) 協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。
- (2) 協議会には、座長を置く。座長は、隔年度ごとに専修大学と川崎市の協議会委員が交互につとめる。

3 所掌事項

協議会は、次の事項について、協議を行う。

- (1) 「KS パートナーシップ・プログラム」の計画に関すること。
- (2) 「KS パートナーシップ・プログラム」の連携方策に関すること。
- (3) 専修大学と川崎市における情報の提供、共有に関すること。
- (4) その他 KS パートナーシップ・プログラムの推進に必要な事項。

4 会議

- (1) 協議会は、年 1 回以上開催するものとし、進行は座長が行う。
- (2) 協議会は、座長が招集する。
- (3) 座長は、必要があるときは、関係者の出席を求めることができる。

5 事務局

協議会の事務局は、専修大学学長室企画課及び川崎市総合企画局に置く。

6 委任

この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、座長が協議会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。